

## 総合職業補導所設立の経緯

戦後の職業訓練の歴史の中で、最初の曲がり角は、昭和24年(1949年)、占領軍司令部から発せられた超均衡財政政策、いわゆる「ドッジライン」(Dr.M.Dodge)を挺子にして強行された、職業補導事業の再建整備であったと思います。

第2の曲がり角は、昭和28年(1953年)の総合職業補導所の設立であって、この時期を日本の職業訓練近代化の幕明けと見ることが出来るでしょう。

第3の曲がり角は、昭和33年(1958年)の職業訓練法の公布に求めることが出来ます。この時期は、国の行う職業訓練の基本的体系で確立された画期的変革であったとも云えるでしょう。従来実施されていた各種の形態の訓練、例えば、転就職職業訓練、企業内で行う技能者養成訓練、成人訓練、管理監督者訓練等を体系的に整理統合出来たことを

特筆すべきでしょう。

約10年の歴史を経て、日本の職業訓練は、一応集大成されたのであるが、ここに至るまでの道程に於ては、それに影響をあたえた多くの要因のあったことは云うまでもありません。その中には、一般にあまり知られていない部分も多い筈です。ここでは、そのかくされた部分にスポットをあてて、総合職業補導所設立前後の裏話を申し上げます。

昭和23年から昭和33年に至る、約10年の間、私は職業安定局の主任中央監察官、職業補導課長、監督者訓練課長及び総合職業補導所長を歴任して、その間の職業訓練の進展に、直接間接に係わりあいを保っていましたが、何分古い話なので、もしこの談話の中に誤りがありましたら大方の御諒恕を頂きたいと思います。

\* \* \* \* \*

西歴	昭和	訓練関係事項	関連事項	国際関係事項
1939	14			ILO勧告 第57号 職業訓練に関する勧告 第60号 徒弟訓練に関する勧告
1945	20		終 戦	
1946	21	職業補導事業再編		
1947	22	労働省設立 職業安定法公布 失業保険法公布 労働基準法公布	2.1.ゼネスト 片山内閣成立 地方自治法公布 六・三制の実施	
1948	23	職業補導所改称 「公共」の二字を冠す		ILO主催、職安行改 セミナー東京開催
1949	24	超緊縮予算の編成に伴う 職業訓練所統廃合開始	占領軍司令部デフレ政策指示(Dodge line). 下山、松川、三鷹事件	

1950	25	ILO主催 職業訓練 3ヶ月セミナーに職業補 導課長、技能課長等出 席 TWI省令公布 アメリカから監督者訓 練専門家3名受け入れ (1年間)	失業問題激化 朝鮮戦争勃発	ILOによるアジア地 域職訓セミナー (印度) ILO勧告第88号 身体障害者を含む成人 の職業訓練に関する勧 告
1951	26	ILOに再加入	日米平和条約	
1952	27	リハビリテーション訓練 の開始と身体障害者訓 練の強化		
1953	28	総合職業補導所設立 ILO主催の移動セミ ナーに監督者訓練課長 外1名参加	朝戦戦争終結	ILOによる職訓移動 セミナー(オーストラ リア、フィリピン、日 本)
1957	32	労働福祉事業団設立		
1958	33	職業訓練法成立		
1962	37			ILO職業訓練勧告 第117号

職業訓練に関するこの年表は、昨年春と秋に、職業訓練大学校が、労働省と国際協力事業団と協力して、発展途上国のために開催した、職業訓練セミナーと監督者訓練セミナーで、私の講義に用意した資料からの抜粋です。左の欄に、戦後約10年にわたる、我が国の職業訓練のあらましの推移が記入してあります。中央の欄には、その推移に、直接間接に、大きな影響を与えた、政治的、社会的、経済的背景があげてあります。又、右側の欄には、国際労働機関の職業訓練勧告の動きが添えてあります。戦後の職業訓練行政の再建は、その国際的動向を示す 国際労働機関の職業訓練勧告を下敷として、激動する、国内の諸般の事情に即応しながら、除々に体系づけることによって為し遂げられたことが読みとれると思います。

\* \* \* \* \*

戦後の日本の職業訓練の歴史は昭和24年に始まったと云えます。この年、政府は、占領軍司令部(Dr.M.Dodge)の強制に基づいて超均衡予算を組みました。これによって、戦後の悪性インフレの火が消え、自立経済への歩みが始まったのです。職業補導行政も全くその軌道に沿って動き始めました。この年から、昭和28年、職業訓練近代化の幕明けとなった、総合職業補導所設立までの5年間を、その基礎固めの時期と位置づけることが出来ます。

この期間の経緯を御理解頂くために、終戦直後の職業訓練の実状にふれておく必要があります。勿論、日本古来の伝承や、戦前、戦中の職業訓練とも無縁ではないが、これら

の点については、岡本秀昭氏や、職業訓練研究センターの研究がありますのでここでは省略します。又、職業訓練の国際的推移については、同研究センター、石川主任研究員の「職業訓練の国際基準」に明確な紹介がありますのでこれも省略します。

\* \* \* \* \*

昭和21年、「職業訓練施設の拡充計画」によって、職業補導所の数は激増し、建築、木工、洋裁を中心として、その数は430ヶ所あまりに達しました。しかし乍ら、当時の補導所が、貧弱極まるものであったことは、世間から鳥小屋補導所とか花嫁養成所などと陰口を叩かれていたことで明らかです。

昭和22年、労働省が設置され、職業安定法が公布されました。職業補導施設は、職業安定行政の中で整備されることになりました。職業補導所の設置運営は労働省職業安定局の指導援助の下に、統一的基準によって都道府県が実施することになりました。一方、企業内の職業訓練は、労働監督行政の中で整備され、労働基準局の統一的指導の下に、地方労働基準局、労働基準監督署がその指導援助に当ることとなったのです。本来、本質的には同じ範疇に入るべき行政が、別個の法制の下に、別個の行政機関に管掌されたことは、たとえやむを得ない当時の事情があったにしても、その後の職業訓練の体系化と進展に大きな障害となったことは否定出来ません。職業安定局の反対にも拘らずこのようになった主な理由は、次の通りです。

1. 転失業者の雇用を目的とする職業訓練が緊急事であったこと。
2. 日本の職業訓練の伝承と戦前戦中の訓練の延長線から脱しきれなかったこと。

3. 国際労働機関の職業訓練勧告第57号、(1939)、徒弟訓練勧告第60号、(1939)、職業指導勧告(第87号(1949))の強い影響を受けたこと。

4. 占領軍司令部の職業安定担当官マックボーイ博士(Dr. Edger C. Macboy)と、労働基準及び年少労働者保護担当女史との間に政策の対立があったこと。

ここに、我国の職業訓練行政への、占領政策と、国際情勢の最初の投映が見えます。職業訓練の最も重要な一環である企業内訓練を欠く苦汁に充ちた職業訓練行政の片肺飛行が、職業訓練法によって集大成されるまで10年余り続くこととなります。

\* \* \* \* \*

昭和23年、職業補導所は公共職業補導所と改称されました。当事者の多くは「補導所」の名称に或種の抵抗を感じていました。当時、警察の行う、戦災孤児をはじめ多くの非行少年に対する補導行政のイメージが一般に強く定着していて、屢々これと混同されたこともその理由の一つです。職業補導が一般社会になかなか評価されないもどかしさもあったのでしょう。昭和23年、東京で開催されていた、国際労働機関主催の職業行政会議で、私は日本代表として、英国人議長の補佐をつとめていました。日本の関係行政を紹介するにあたって、職業補導の英訳に迷ったあげく、国際的用語である **Vacational Training**(職業訓練)を用いました。それにも拘らず、従来の補導所名を変えられなかったのは、占領軍が、旧日本軍が使用した軍事訓練の用語例を嫌うことを知っていたからです。当時者がこんな些細な点にさえ、司令部の顔色を窺わ

なければならなかった当時の実状は、今では想像もできないでしょう。

\* \* \* \* \*

昭和28年の総合職業補導所の設立を職業訓練近代化の幕明けとすれば、昭和24年は職業訓練再建の第一歩を踏み出した年と言えるでしょう。戦後の悪性インフレを克服するために打ち出された超緊縮財政政策(ドッジライン)は、各方面に深刻な波紋をくり広げることになります。同年に続発した日雇労働者の「職よこせデモ」、下山事件、松川事件、三鷹事件等は当時の世相を象徴的に示しています。こうした混乱の中で私は職業補導課長に任命されました。時の職業安定局長、斉藤邦吉氏(後の厚生大臣)から受けた最初の指示について、私のメモには次の様に記されています。

1. 430ヶ所の補導所数を半減すること。
2. 職業訓練の国際水準を目標として、その物的質的充実をはかること。
3. 職業安定局の現在の目玉行政は失業対策事業であるが、それも現在が頂点であって、やがて縮少に向かうであろう。次に来る目玉行政は職業補導行政である。
4. 以上を念頭においてこの行政の将来の青写真を作成すること。

第1の項目については、当時の至上命令であったドッジ・ラインを挺子にすれば、たとえば、都道府県をはじめ、職業補導事業の経営主体からの強烈な突き上げがあっても、その実現は必ずしも不可能ではないと思いました。事実、昭和24年度の公共職業補導所の数は約300ヶ所、昭和27年には260ヶ所に減じています。又補導職種と補導期間も

産業の再建に積極的に寄与する方向に転換しました。

\* \* \* \* \*

私に課された仕事を要約すれば、職業補導事業の「スクラブ アンド ビルド」であったが、力点はむしろ「ビルド」の方にあつたのです。私はその最初の一部を担当したにすぎませんが、総合職業補導所設立に至るまでの経緯を御話することにします。

\* \* \* \* \*

我が国の諸般の行政が占領軍司令部の強力な制約下にあつたことは衆知の通りです。当時、司令部のヘプラー労働課長(後に国際労働機関の職業訓練部長)司会の下に、職業補導を含む職業安定行政を担当していたマックボーイ博士と、職業安定局長以下各課長との間に、週一回の定例会議が開かれていました。当面の重要事項の計画、その実施の状況及び結果の検討等すべて議題としてとり上げられました。必ずしも楽しい会合ではなかったが、閉鎖された国内から海外の行政の動きを覗く機会があつたこと、折にふれて、職業補導事業再建の糸口をつかむ手がかりを得たことなど効果もありました。総合職業補導所のような性格を具えた施設の必要を示唆されたのもこの会議でした。広域的視野に立って技能労働力の需給調整と育成をはかると同時に、全国又は特定地域の職業補導行政のセンターの役割を持つ大規模の施設が必要ではないか、との意見があつたことを記憶しています。勿論それは占領軍の指示ではなく、その場限りの意見にすぎませんが、今考えると、後の総合職業補導所の設立と必ずしも無縁ではなかつたのです。極端な超緊縮予算のやりくり

苦しんでいた私には、将来の構想ではなく、全くの夢に過ぎませんでした。しかし、職業安定局長は、その実現について心中期するものがあったのでしょうか。約3年後に総合職業補導所が現実のものとなりました。

或日、例会終了後、新橋の第一ホテルでマックボーイ博士とウイルソン氏（英国、オックスフォード地方労働事務所長、当時司令部顧問）と会食する機会がありました。話題が偶々、職業能力（Potential ability）にふれたとき、マックボーイ博士「アメリカ人が最も秀れている。日本はその次だ」、ウイルソン「産業革命を成しとげたアングロ・サクソンが第一、日本がこれに続く」。私は内心「二人の御国自慢の部分を除けば日本が第一だ」。勿論その場かぎりのざれごとにすぎないが、今も尚記憶に残っているのは、職業補導に関する私の考え方に一つの転機をもたらしたからだと思います。「人間開発」が職業補導の原点であり又終点でもあり、私はそのはじめの小さな部分を担当しているにすぎないと。

その頃の或日、成増ハイツのマックボーイ博士の自宅の御茶に招かれたことがあります。二人だけのくだけた会話の中から、職業訓練に関する司令部の構想をかなり詳しく推測することが出来ました。要約すると、

1. 職業補導の実効をあげるため、職業指導を改善強化すること。
  2. 労働省の職業能力を最大限に開発活用できる第一線監督者を養成すること。
  3. 当時通産省が促進していた中級管理者の訓練業務を吸収して、企業内の訓練にまで補導事業を拡大すること。
  4. 国際労働機関への復帰を促進すること。
- 等であったと思います。その時貸与された二

冊の書籍、“Industrial management”、“Elements of Supervision”は、企業の組織機能、経営管理における管理監督者の役割と訓練等、職業訓練と言うよりは、むしろ工業訓練と呼ぶべき内容でした。これは後に、企業内訓練を職業補導の体系に取りこむ重要指針になりました。

\* \* \* \* \*

占領軍との例会と並行して、経営者と学識経験者との接触もひそかに続けられていました。久米勝氏（当時三菱電機教育課長、現在トランダクション・アナリシス訓練技法の紹介活動中）の肝入りで、月一回の月例懇談会が数回にわたって設けられました。常時出席者は、加藤威夫氏（労働基準局技能者養成委員会委員、三菱電機常務）、竹井武夫氏（三井鉱山教育課長、後に日本産業訓練協会理事）、野田信夫氏（成蹊大学教授）、杉江文部省実業教育課長（後に初等中等教育局長）と私でした。この例会には毎回一人ずつゲストが招かれました。天野貞祐元文部大臣、大内経雄立教大学教授、児玉寛一日立製作所教育部長などのゲストが記憶に残っています。

この懇談会は三菱クラブで、非行式の晩さん会の形でひそかに開かれましたので、労働省の幹部も関知しなかった筈です。しかし、その効果は高く評価されると思います。

1. 当時職業安定局が導入しようとしていた監督者訓練の基本的技法TWI（Training With in Industry）の推進に日本経営者団体連盟の支持と協力を得る糸口をつけたこと。
2. 当時通産省所管の中級管理者訓練技法MTP（Management Training Program）を職業補導の枠組の中に取り入れる可能性が出て来たこと。この会合の主目的の一つ

であった、学校の行う技術教育と職業補導との関連づけについてはなんらの進展が見られませんでしたが、両方の当局者の定期的協議等の話題もあったが、結局重要事項については、その都度情報を交換する程度の話し合いに終わりました。この点は、同じ悩みを拘えるILOとUNESCOの関係に極めてよく類似していることがわかりました。

\* \* \* \* \*

職業補導事業を有効適切に運営するためには、労資の協力を得ることが不可欠であることは言うまでもありません。職業安定審議会を通して見る限り、経営側も労働側も労働省の施策には積極的に協力的な姿勢を示していました。しかし、監督者訓練に対しては、一部の企業内労働組合が、TWIの実施は労働強化につながるとの理由で、その導入に反対していました。この問題を解決するため、労働組合総同盟の了解を取りつける必要がありました。総同盟書記との数次の接触にもかかわらず、当時労働組合総評議会結成を目前にする内部事情（総評の成立は昭和25年7月）もあって、その支持を得ることは困難でした。よく訓練された監督者の下で労働者は安全に、楽に、楽しくその能力を最大限に発揮出来ることについては異論がなく、結局協力はしなないが反対もしない、いわば黙認の形をとることに落ちつきました。監督者訓練を法定訓練にするための、職業安定法施行規則の改正は労働側の反対もなく、翌25年に実現しました。

\* \* \* \* \*

昭和25年は、朝鮮戦争の勃発をはずみとして、日本の産業経済が再建の軌道を描き始

めた年です。この年の9月から12月まで3ヶ月間、印度のバンガロールで、ILO主催の職業訓練講習会が開かれています。労働省はこの講習会に4名の出席者を送りました。職業補導課長、同課小林正夫技官（後に日本産業訓練協会理事）、同小山八郎事務官（後に日本ジョンソン社長）、労働基準局中村技能課長等です。同じ時期に中西実氏（後に労働省事務次官）が、パリーで開催されたILO専門家会議に出席しました。海外渡航がきびしく制限されていた当時、多くの関係者を派遣した目的は、夫々の担当行政の改善のためであることの他に、労働省全体の念願であった国際労働機関への再加盟、職業補導と技能者養成の一元化を促進するための戦略があったと推測されます。占領軍司令部の労働課長より既にILOの職業訓練部長に転じていたヘブラー氏から、在印中の私に、ILOアジア事務局長ペダーソン氏を通して、ILOアジア地域連絡員(Liaison Officer)を委嘱する旨の通知があったことから、そのへんの事情が窺われます。

講習会はスペース・グラブ博士（ILO主任研究員、TWI専門家、後に同職業訓練部長）を中心に進められ、ペダーソン事務局長、ダーミー博士がこれを補佐しました。彼等を含めて、アジア各国からの出席者との三ヶ月の交遊は、研修効果とは別の意味で、その後の日本の職業補導事業の進展に寄与しました。マレーシア代表のダトー・ザイナー氏（後に駐米大使）、フィリピン代表のメンドーサ博士（後に実業教育局長、PICAT-Philippines College of Art and Tradeの創立者、校長）等は、後に展開する労働省の海外技術協力の促進に有力な助っ人の役割を果たしてくれました。

研修内容は二つに大別されます。

1. 参加各国の職業訓練の実状と、ILO 職業勧告第57号(1939)と同徒弟訓練勧告第60号(1939)との比較研究。

2. 二つの勧告の問題点とその改正方向。

第1の項目の討議からは、日本の職業補導に役立つ収穫は少なかったと思います。当時の国際基準と見られる職業訓練勧告を下敷として進められた日本の職業補導は、既に世界的水準に近づいていたからです。

第2の項目の討議の結果は、その後の日本の職業行政の進め方に大きな影響を与えています。討議はグラデー博士の指導のもとにすすめられました。昭和14年(1939)から10年あまりに亘って職業訓練の国際基準となっていた二つの勧告は、第二次世界大戦をはさむ情勢の激変を経て、既に色褪せたものになっていました。ILOは専門家会議を設けて、問題点の分析と改善の方向を模索していました。グラデー博士はその過程を踏まえて講習会を指導していたようです。討議でまとめられた事項は概ね、後に採択された職業訓練勧告第117号(1962)に取り込まれています。この意味で、その後、日本の職業補導は、国際基準を先取りして進展することになります。

1. 従来の形の徒弟訓練は姿を消し、職業訓練の大きな体系の中に統合されるであろうこと。
2. 職業訓練は人間開発と社会開発を両面とする雇用のための訓練であること。
3. 職業訓練は労働者個人の職業生活の中で継続的に且系統的に実施されること。
4. OJT(On the Job Training)を基軸とする企業内訓練を効果的に実施

するために、労働者の監督的立場にある者に対する管理監督技能の訓練の強化が必要であること。

企業内の技能者養成制度に関しては、中村技能課長によって、日本の伝承的な徒弟制度の再検討が提案されたが、この主題をめぐる討論は、其の後の日本の職業訓練体系の確立に貢献したと思います。

小林技官は、グラデー博士の指導の下に、ボンベイ、カラチ、コロンボを巡回して、TWIの紹介コース、導入コース及び10時間講習の実演を重ねました。それまで、国内では、小林技官、小川賢治技官(後に職業訓練大大学教授)、宮崎蕨技官(同主任研究員)、村中兼松技官(同講師)が、占領軍から与えられた唯一のTWI手引きを頼りに試行錯誤を繰り返していたので、小林技官の経験は、その後のTWIの飛躍的な発展をもたらすことになります。

\* \* \* \* \*

TWI方式による監督者訓練の法制化は、総合職業補導所の設立と直接の係わりあいはないが、その急速な普及は、職業補導行政全体のイメージ・アップをもたらして、総合職業補導所設立の機運を盛り上げたことは確かです。その設立後も、企業内職業訓練の技術援助の有力な手段として、この分野でも大きな役割を果たしています。この様な多少の戦略的意図を含んで、全国的に繰り広げられたTWIキャンペーンについても触れておく必要があります。

昭和23年、占領軍司令部から、私の前任者である職業補導課長渋谷直蔵氏(後に自治大臣)に英文のTWI資料が渡されました。翌年から、前に述べた四氏に近藤英一郎氏(

後に相互能力開発研究所長)を加えて、その翻訳と内容の検討が始められました。この段階で私は職業補導課長を引き継ぐことになりました。その際の引き継ぎ事項はあらまし次の様であったと記憶しています。

第1に、監督者訓練(TWI)と管理者訓練(MTP)の導入は産業近代化に必要であり、産業界も又大きな関心を持っていること。

第2に、これを普及するためには労働省の強力な行政指導が望ましいこと、出来ればそのための法的措置が必要であること。

第3に、ILO又はアメリカの専門家の直接指導を受けること。

第4に、このことはやがて職業補導事業全体の拡充につながるであろうこと。

このような情勢判断の下に、同年、労働省は労働基準法に規定する技能者養成を除いて、企業で監督者訓練を実施する事業所に対して、技術的援助を提供することを決めました。職業安定法を改正して、TWIを産業サービスの行改としてとり上げることになりました。更に追いかけて翌25年には、同法施行規則を改正して、労働省に3人の職場補導員を、各都道府県に職場補導員を配置しました。同時に、企業が自前で実施出来るまでの暫定措置として監督者訓練課を新設して技術援助のための行政組織を整備しました。

\* \* \* \* \*

昭和26年には、労働省はかねての念願であったILOへの復帰を果たし、続いて日米平和条約が結ばれました。又この年は、アメリカから4人のTWI専門家を招いて、TWIの普及のキャンペーンに明け暮れた1年でした。専門家グループはメレン氏(L.O. Mellen)、キャノン氏(D.R. Cannon)、

リチャードソン氏(R.B. Richardson)及びスコット氏(E.E. Scott)の4人です。

この一年間TWI講習で養成された指導員(TWI Leader)の数は民間合計で、約50人であったと思います。リーダーは1回の講習会で15名の職場補導員(TWI Trainer)を養成します。労働省から資格を与えられたトレーナーは、1回の10時間訓練で15名の第一線監督者を訓練します。このような制度の下で、監督技能を身につけた第一線監督者の数は鼠算的に増加し、数年後には、TWI訓練を受けることが第一線監督者の不可欠の条件となりました。

TWIのデモンストレーションと並行して、米専門家を囲む懇談会が日本各地で開かれました。東京で催された懇談会には、米側の4専門家と、使用者代表として花井頼三氏(三井鉱山)、児玉寛一氏(日立製作所)、労働側代表として横内竜雄氏(富士電機)、風間正次氏(大日本紡績)、木川保氏(鐘ヶ淵紡績)、学識経験者として大内経雄氏(立教大学教授)、山口貫一氏(交通博物館)、労働省側から職業補導課長、中原利一広報官、小林技官、唐崎大事務官(後にILOアジア地域事務局長)等でありました。

約一年に及ぶTWIの実演と全国的キャンペーンによって、TWIは燎原の火のように広がり、職業補導事業全体に関する一般の理解と認識も急速に深まってきました。

職業補導事業を大巾に拡充強化するための環境づくりが順調に推し進められる一方で、公共職業補導施設の廃止と統合も一応完了に近づいていました。しかし、この古い皮袋に新しい酒を盛ることは必ずしも容易ではありませんでした。当時の産業経済は、朝鮮戦争の激化によって、急速に再建の途を辿りは



じめたこともあって、従来の職業補導政策も再検討の必要にせまられていたのです。

昭和26年に策定された「職業補導の根本方針」は其の後の職業補導の動向を示す画期的な意味を持っています。職業補導が将来どうあるべきかについての討議が、当時、企画担当の課長補佐であった上原誠之助氏（後の労働基準局長、雇用促進事業団副理事長）を中心に進められていました。前に申し上げた公共職業補導施設の廃止統合と、拡充のための環境づくりの演出者であった彼の努力は高く評価されるべきであるが、本案策定に示された将来を見通す彼の慧眼と努力は強く私の記憶に残っています。

「職業補導の根本方針」の骨子は、

1. 失業対策の一環であった従来の職業補導を、産業経済の開発に寄与する方向にその力点を転換すること。
2. 補導種目をその地方の産業開発に即応して転換すること。
3. 補導期間を延長して6ヶ月又は1年とすること。
4. 建物を含めて機械設備の充実をはかること。
5. 職業指導の強化と入所者選考基準を設けること。
6. 教科書、補導基準の作成を急ぐこと。
7. 職業補導指導員の補充と質的向上をはかること。
8. 公共職業補導所を監督者訓練（TWI）の普及のための拠点とすること。

等であったと思います。

これらの事項は、今の時点で考えると変哲もない、極めて当り前のことの様に思われるが、この結論に到達するまでには何回かの討議が重ねられたものです。その論議の内容を

思い返すと、2年後に設立される総合職業補導所と、引き続いて登場する中央職業補導所の必要性和輪郭がおぼろげながら浮き上がってくるのに気がつきます。戦後の我が国の職業補導が、ILOの職業訓練勧告と徒弟訓練勧告に示される国際基準を下敷にして組み立てられたことについては前に述べたが、この基本方針は、その職業訓練の基礎理念で、その下敷と微妙なずれが看取されます。産業経済の再建と言う至上命令の前には、原則をゆがめることも止むを得なかったのです。

労働者個人の主体性を軽視して、その焦点を産業への寄与に合わせた基本政策は、その是非はしばらくおくとして、その後長く昭和30年代の産業経済の高度成長に寄与したことは争われない事実でした。昭和33年に公布された職業訓練法は、職業訓練を「労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練」と定めていますが、その法制下にあっても、現実には、産業サービス偏重の行政指導が続きました。

この様な根本方針からすれば、公共職業補導施設の廃止統合は、技能労働者の全国的な需給調整という広い視野に立って為されなければならない筈です。当時の労働市場の流動性、例えば炭鉱労務者、造船関係労働者、占領軍関係労務者等産業構造の変化に伴う労働者の移動、学校修了者の工業地帯への流入等に対応する職業補導は、都道府県が設置運営する公共職業補導所にはなじまない点がありました。このような背景から、総合職業補導所の発想が浮かび上がったのは極めて自然のなりゆきでした。

基本方針の第3項以下の諸点、建物及び機械設備、職業指導と入所者の選考、教科書の作成及び補導基準の設定等については村中兼

松技官を中心に討議が重ねられました。これらの諸項目について、その具体的内容を盛ることは至難な作業でした。記憶を辿ってその問題点を列挙すると、実技の補導目標をどこに求めるか、目標達成に必要な補導期間は？、必要な具体的な設備基準は？、実技訓練のほかに一般教養科目及び専門学科が必要か、もし必要ならばその時間比率は？、入所者の厳選主義は職業補導の公共性に反しないか等であったと思います。このような広汎多岐に亘る問題の解決は、わづか2.3人のスタッフの手に余る難作業でした。専門的な頭脳集団の組織的系統的調査研究の必要が痛感されました。

職業補導の水準を高め、その発展をはかるために最も重要な条件は、補導所の人的要素、特に職業補導指導員の指導力と熱意です。にもかかわらず、当時は指導員の資格条件すら明確には示されていなかったのです。その再訓練はおろか、その補充もおぼつかない状況でした。しかもその任免は、経営主体である都道府県知事に委されていたのでその改善は望むべくもなかったのです。そのため、指導員養成訓練をする専門的な大きな施設の必要性が出てきました。

監督者訓練技法 TWI は労働省の強力な指導と技術援助によって順調に伸び続けていました。この時点では、専ら大企業を中心に普及され、これら大企業は自前で TWI リーダー、TWI トレーナーを保有するまでなっていました。もともと、管理者訓練、監督者訓練は、企業自らの責任で自主的に実施すべき企業内訓練であって、労働省はその普及と技術援助の役割を果たす立場にあったのです。或る程度その目的を果たした段階で、その役割を民間組織に明けわたすことが労働省の既定方

針でありました。TWI 及び MTP の普及と技術援助を目的として暫定的に設置された監督者訓練課は数年後にその使命を終って、その機能は日本産業訓練協会と日本生産性本部に引き継がれることとなります。労働省に残された役割は自力でこのような企業内訓練を実施する余裕のない中小企業を対象とする技術援助の提供と、管理監督者訓練技法の研究と開発だけとなる筈です。公共職業補導所はその出先機関として、これら中小企業に対して、TWI の普及、都道府県に配置された TWI 専門家の斡旋、講習会の開催及び施設の提供、関係資料の頒布等の役割を果たすことになりました。

「職業補導の根本方針」についてやや詳しく申し上げたのは、これによって、職業補導の戦後処理を終ったことと、その策定に至る過程の中から、総合職業補導所と指導員養成施設の必要性と構想が自ら芽生えてきたからです。

\* \* \* \* \*

昭和 27 年は、皇居前広場騒ぎ事件や電産争議が勃発した暗い一年でした。又朝鮮戦争によって一時的に湧いた景気も下降線を辿っていました。前年に策定された根本方針に基づいて職業補導事業全体の見直しが続けられました。しかし、緊縮予算の制約と、行政組織上の欠陥とによって、公共職業補導事業の改善は遅々として進まず、殆んど手詰りの状態でした。機械設備の拡充のための国庫補助の増額も思うにまかせず、補導所の業務指導に不可欠の調査研究も、補導のかなめである職業補導指導員の養成訓練も、わずかに 2、3名のスタッフをもってしては、どうにもならない状態でした。労働省の取り得る手

段は、国庫補助額と地方負担額の増額に努力すること。労働省による画一的行政指導をゆるめて、夫々の地方に適応した公共施設としての自主的な経営努力に期待するほかはなかったのです。それが公共職業補導所の機能を活かす途でもあって、実際に、夫々の地域の産業に密着して、独特の経営方針の下に、立派にその役割を果たしている公共職業補導も少なくなかったのです。それにしても、尚、且都道府県が設置運営する公共職業補導所の能力には自ら限界のあることは明らかでした。

総合職業補導所の構想はこの行きづまった局面を打開して、その行政を飛躍的に拡張する手段として生み出されたのです。その骨子は、

1. 全国的視野に立って、高度の専門的技能労働者を育成し、その需給調整をはかること。
2. 地域の職業訓練センターとしての機能を果し得ること。
3. 建物、機械設備等は公共職業所に比較して格段に充実させること。
4. 原則として都道府県毎に夫々1、2ヶ所とすること。

などでした。

このような計画が実現したとしても、これを効果的に運営するためには、特別に訓練された多数の職業補導指導員と、職業訓練に関する広汎な調査と研究が不可欠です。これらの機能を兼ねる大きな施設が必要になります。中央職業補導所（後の職業訓練大学校）の構想はこうして生まれたのです。

構図だけが出来ても、これを実現するためには私達には調達の目処さえ立たない巨大な予算が必要であることは明らかです。齊藤安定局長の決断によってこの難問は一挙に解決

しました。「予算の問題は俺にまかせろ。失業保険料積立金を運用する。今後毎年1、2ヶ所の割合で総合職業補導所を設立する。」こうして職業補導事業の拡張計画はその第一歩を踏み出したのです。但し、被保険者に対する失業保険施設として出発したことが、その運営に多少の影響を与えることになります。

総合職業補導所設立の経緯は以上の通りですが、その裏にはもう一つ、職業安定局のより大きな願望が秘められていたのです。当時の職業安定局の看板行政は失業対策事業であったが、局の首脳は、この事業の先細りを見越して、職業補導行政を、これに代わる看板行政に成長させようとする意図を持っていたことは前に述べました。当時の公共職業補導施設が都道府県の管轄下において、職業安定局が隔靴搔痒の感と言うか、一種のもどかしさを感じていたことも事実でした。何か機会をとらえて、この着想のドラスチック且ドラマチックな実現を狙っていたようです。当時の職業安定局の予算の最も大きな部分は失業対策事業費と失業保険特別会計予算でした。大蔵省の預金部資金として蓄積されていた潤沢な失業保険料積立金が、総合職業補導所の設置と運営のために運用する途が開かれたわけです。当時の私達は、財政投融资とか預金部資金の運用方法などについては全く無知でした。目前の仕事に忙殺されて、このような飛躍的着想には思い及ばなかったのです。ともかく、これを契機にして職業補導事業は大きく前進をはじめ、その延長線上に中央職業訓練所と雇用促進事業団が誕生することになります。

同じ年の終り近く、総合職業補導所設置要綱が策定されたが、この時点から千葉総合職業補導所の設立を命ぜられる迄の期間、私は

この業務から離れて、管理監督者訓練の普及活動に専念するかたわら、ILO主催の職業訓練視察研修会に参加していました。従って、要綱の策定から、神奈川総合職業補導所の設立までの大切な期間のくわしい経緯についてお話出来ないのが残念です。

\* \* \* \* \*

昭和28年は最初の総合職業補導所が設立された年です。この年、ILOの主催の下に成人の職業訓練を主要テーマとする視察研修会が開催されました。期間は3ヶ月、旅行先はオーストラリア、フィリピン及び日本が選ばれました。日本からは村中兼松技官と私に参加しました。議長をつとめたILO専門家の下に、オーストラリアでの研修ではビクトリア州の教育局長が、フィリピンでは、この研修会に参加して終始私達と行を共にしたフィリピン教育省の実業教育局長のペレツ博士が、日本では私が、夫々世話役を兼ねて副議長をつとめました。

オーストラリアにはILOが定義するような職業訓練施設はなくて、学校における技術教育がその役割を果していました。よく整備された大学の実技教育施設が一般に開放されて成人の職業訓練に効果を上げているのが印象的でした。又一般学生に対する実技指導の技法に、よく研究された統一的な型があることが看取され、実技訓練を担当する指導員に対する訓練技法の行きとどいた訓練が推測されました。教育省が実施している巡回技能教育にも目を引かれました。オーストラリアは日本の20倍余りの大陸に東京都位の人口を拘える過疎の国です。辺地の教育訓練は容易ではありません。数輪の貨車に技術訓練に必要な機材を設置して、要請に応じて鉄道沿線

の地方都市を訪れます。地域産業のニーズに見合う職種について、必要な技能を、必要な期間職業訓練を実施します。地理的条件から生まれた工夫とはいえ、巾広い職業訓練の一断面を見る思いがしました。ややもすれば、硬直した、画一的な職業補導基準に強くこだわりすぎる日本の職業補導を、別の視角から見直すことも必要ではないかと思いました。

フィリピンにも職業訓練を実施する行政体系はありませんでした。教育省の実業教育局の下に、教育施設よりもむしろ職業訓練施設に近い組織と機能を持つ施設が完成されようとしていました。後に広く知られるようになったPICAT(Philippines College of Art and Trade)です。当時の実業教育局長が、私達と行を共にしたペレツ博士でした。又PICATの設立担当者であり校長でもあったメンドーサ博士は、かつて印度で開催されたILO職業訓練研修会で机を並べた旧友でした。彼から創設者の苦勞や問題点を詳細に亘って聞くことが出来たのは幸でした。PICATは教育省の統制下にあるだけに、形の上では一応大学の体裁を整えていましたが、実質的には、日本の総合職業補導所、後に出来た職業訓練短期大学、職業訓練大学校、職業訓練研究センター等の機能を併わせ持つ包括的職業訓練施設でした。既に七分通り建設を終って訓練も開始されていました。機械設備には特に見るべきものはなく、その多くは、大戦後の賠償として日本から提供された中古品でしたが、訓練内容に学ぶべき点が少くなかったと記憶しています。パン・アメリカン航空の航空機整備工場の企業内訓練の実状を観察したことからも多くを学びました。職長に対してTWIによる徹底的な訓練が実施され、技能労働者の養成訓練には精緻

なプログラムが用意されていました。今考えると、現在日本で用いられているプログラム学習に類する手法ではなかったかと思います。又この国では、地方開発を目的として、至るところにコミュニティ・センターが設けられていました。センターは主に手工芸的な職種についての技能訓練の場であり、同時に又共同作業施設、授産場であり、且地域社会の社交の場でもありました。ここにも職業補導事業の一小断面を見る思いがしました。

オーストラリアとフィリピンでの視察と研修は、私に関する限り、PICATの見学を除いては、収穫はあまり多くなかったと思います。しかし、同行した村中技官にとっては豊かな実り多い視察旅行であったと思います。彼の研究成果は、総合職業補導所と中央職業訓練所の設置と運営に大きく貢献しました。

研修の舞台は日本に移りましたが日本での一ヶ月、労働省の舞台回しは、他の二国のそれに比較して格段の違いがあって、仲間に対して肩身の広い思いをしました。長い研修を終って、目黒の八芳園で、労働省主催の打ち上げ祝賀会が開かれました。席上、斉藤職業安定局長の祝辞に対する、マレーシア代表ダト・ザイナル氏の感謝の辞が印象に残りました。その結びの部分で彼は、「自分の目で確かめた欧米の職業訓練に比較して、日本のそれに遜色がないこと、日本の職業訓練の急速な発展は発展途上国にとって恰好の見本であること、日本は東南アジア諸国に対してこの道のパイロットであってほしいこと」と言う意味のことを述べました。彼とは、印度での職業訓練研修会と今回の研修会とを通して6ヶ月間寝食を共にしたよしみで、通訳をしてあげたのですが、彼の言葉が必らずしも

外交辞令でないことを、通訳しながら肌で感じました。其の後に展開された、労働省による職業訓練に関する国際協力の実績は、彼の言葉を正しく裏付けています。10数ヶ所にのぼる海外訓練センターの設立と運営、職業訓練大学校と国際協力事業団との共催の下に毎年開設される海外職業訓練指導の養成向上訓練コース、職業訓練セミナー、監督者訓練セミナー等が発展途上国から高く評価されているのもそれを如実に示しています。過日私は、追指導のため、これらの諸国の一部を歴訪しましたが、そこに日本型の職業訓練が普及しているのを目のあたりに観察しました。特に、マレーシアの首都カラルムプールの職業訓練所が日本の総合職業訓練所の生き写しであるのに目を見張る思いがしました。彼は尚、駐米マレーシア大使として国際活動をしています。日本の職業補導事業は、彼が明瞭に指摘したように、既に先進国の水準に達していたと考えることが出来そうです。

\* \* \* \* \*

この談話の冒頭で、戦後の10年を、職業訓練の歴史の中のスクラップ・アンド・ビルドの時代と位置づけ、総合職業補導所の設立を日本の職業訓練近代化の幕明けと規定しました。その当否は暫く擱くとして、その移り変わりは、公共職業補導の様変りに明瞭に現われています。この前半はスクラップ作業の荒療治を受けながら、乏しい予算の下で、夫々の地域の産業に奉仕する個性豊かな公共の施設として、緩慢ながら、着実な成長をとげつつあることは、職業訓練体系のビルドと見て差し支えないと思います。

総合職業補導所の誕生が果して職業訓練近代化の幕明けであったかどうかは、もう少し

時を待たなければ判りませんでした。私が労働省での6年間の勤務を終って、千葉総合職業補導所の設立を命ぜられ、2年後にこれを完成した時点では、その設備についてはともかく、訓練そのものについては、およそ近代的には程遠い内容でした。意あって力足らず、現場仕事のむづかしさを痛感しました。2年の勤務を終って、国内の職業補導事業から完全に手を引く際に感じたことは、第一に、指導員の未熟さと職業訓練に関する総合的且系統的の研究の致命的な不足でした。第二には、公共施設で行う職業補導が、広い視野から見た職業訓練のほんの小さな一分野に過ぎない

こと等でした。企業内で、多種多様に且不断に実施されている企業内職業訓練を横目に見て、半身不随の片肺飛行がいつまでつづくのか、総合職業補導所を去る私の偽りのない感懐でした。

それから20年余り、雀百まで踊り忘れず、同じ分野で国際技術協力の仕事を続けていますが、ケニヤ国に工業訓練センターを設立する際にも、職業訓練大学校が実施している国際技術協力のお手伝いにも、私の狭い経験が微かでも役立ったことに望外の幸せを感じています。